ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。」を「本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提出し、かつ、経理責任者が、入札説明書で指定する性能、機能等の要件のうち、必須とした項目にかかる基準を全て満たしている物品を提案したものの中から、経理責任者が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。」にそれぞれ訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月20日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社　東京支社
東京支社長　高松　隆久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　厚木第四高架橋（下部工）工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）　神奈川県厚木市下津古久
至）　神奈川県厚木市上落合
⑷　工事内容　本工事は、橋梁下部工（1ヵ所―約510m）を含む延長約540mの土木工事である。
⑸　工事概算数量
橋梁下部工　1ヵ所―513m
橋脚　26基
基礎工　約15,000m（鋼管ソイルセメント杭：φ1.2m）
付替道路工　約700m
⑹　工期　契約締結日の翌日からから930日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約16,000㎥
鉄筋　約2,000ｔ
型わく　約9,000㎡
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑽　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⑾　本工事は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「土木工事」において、「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「土木工事」において、「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上を有している者の2者又は3者で構成された特定建設工事共同企業体。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格の認定の際に算定された経営事項評価点は問わないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記2⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす2者又は3者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績1及び求める実績2に対して提出できる施工実績は各々1件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書（案）の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績1
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）5m以上のコンクリート橋脚を新設した工事
求める実績2
杭長30m以上を含む、鋼管杭又は鋼管ソイルセメント杭を350本以上施工した工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績1
コンクリート橋脚を新設した工事
求める実績2
杭長30m以上を含む、鋼管杭又は鋼管ソイルセメント杭を150本以上施工した工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）
⑸　配置予定の技術者等　次に揚げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
④　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち1名以上が、元請としてしゅん功（完成）した次に掲げる工事経験を有すること。ただし、求める経験1及び求める経験2に対して提出できる工事経験は1名につき各々1件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、す